

# 追加募集

【申込み受付期間】  
令和4年8月31日(水)まで



# わたしたちが創るまちづくり補助金



未来へ向けた魅力的なまちづくりを目指し、地域の課題解決に向けて町民自らが創意工夫して取り組むまちづくり活動に対し、補助金を交付します。

【**ハード事業**】地域の特性を生かし、地域の活性化につながる新規のハード事業  
(地区公園整備、名所の景観整備、通学路の手すり整備 など)  
**補助上限額：90万円**

【**ソフト事業**】自分の住む地域を盛り上げ、多くの人々が参画する機会を創出する事業  
(地域住民の手で新たなイベントを開催したい、地域内で開催していたイベントにもっと多くの人を呼びたい、など)  
**補助上限額：20～100万円** (補助対象事業費によって変わります)

【**地区公園等管理事業**】自ら考え実践する地域づくり事業費補助金で整備した公園等の維持管理事業 **補助上限額：6万円**

## どんな人が対象になるの？

【**ハード事業**】 【**地区公園管理事業**】 自治振興会連絡協議会

【**ソフト事業**】 自治振興会、NPO法人、まちづくり団体(※)

(※)「まちづくり団体」の詳細な定義については、裏面をご確認ください

## 申請方法

交付申請書のほか事業計画書、収支予算書、その根拠資料(見積書等)、申請団体の活動内容がわかる書類等を提出してください。

申請書類等は町ホームページからダウンロードしてください。



## 「まちづくり団体」について

「まちづくり団体」とは、次の5つの項目にすべて該当する団体です。

- (1) 5人以上の構成員がいること。
- (2) 事務所の所在地が町内にあり、まちづくり活動が町内で行われていること。
- (3) 代表者、運営の方法を定款又は規約又は会則（規約等）で定めていること。
- (4) 宗教的、政治的及び反社会的活動ではないこと。
- (5) その他公共の利益を害する行為をするおそれがある活動ではないこと。

## 対象となる事業について

以下の要件を全て満たす事業であることが条件です。

- (1) 特定の人だけでなく、公益を目的とするものであること。
- (2) 地域課題の解決が図られるもの、又は地域振興に寄与するものであること。
- (3) 岩手町総合計画の施策に沿って提案されたものであること。
- (4) 将来にわたり継続した取り組みとすること。

## 補助金額について（ソフト事業）

補助金額は、補助対象となる事業費に対して以下のとおりです。

補助対象事業費	補助金額
25万円未満	補助対象事業費の全額 (上限20万円)
25万円以上75万円未満	補助対象事業費の5分の4に相当する額 (上限50万円)
75万円以上	補助対象事業費の3分の2に相当する額 (上限100万円)

※算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額が補助金額となります。

## 令和4年度交付実績（ソフト事業）

現時点で以下の3団体が事業採択を受け、活動しております。

団体名	事業名
どんぐり山食育食堂	どんぐり山食育食堂事業
下浮島自治振興会	浮島地区景観向上事業 (送仙山登山道整備事業)
PaPii (パピー)	スポーツレクリエーション事業